

「教育資金のご利用状況のお知らせ」 ご確認いただきたいポイント 6月末基準

教育資金ご利用状況のお知らせ（見本）

教育資金贈与信託 教育資金のご利用状況のお知らせ

いつも格別のお引立てにあずかり、ありがとうございます。
教育資金贈与信託のご利用状況をご案内申し上げます。

基準日： 20YY 年 6 月末日
作成日： 20YY 年 7 月 15 日

お取引番号 信託契約日 信託財産交付日（満期日）
999- 12121212 20YY 年 M 月 D 日 20YY 年 M 月 D 日

【信託金の明細】

内容		金額
A 非課税提出額（贈与を受けた額）	当初贈与額	5,000,000 円
B	追加贈与額	円
C 信託金からの払い出し額	20YY 年分	200,000 円
D	20YY 年以前の累計	500,000 円
E 信託残高（金銭信託の残高） A+B-(C+D)		4,300,000 円

【ご案内事項】

- 本お知らせの各項目の詳細な説明は当社ホームページに掲載しておりますので併せてご覧ください。
- 「信託金からの払い出し額（C欄）」
教育資金等の領収書をお手元にある場合は、払い出し期限（12月31日）までに「まごよろこぶ」口座から払い出しをお願いします。
- 「領収書等提出必要額（J欄）」
該当金額分の領収書等のご提出が必要です。提出期限（払い出し翌年3月15日）までに領収書等を当社へご提出ください。提出期限までにご提出がない場合は、贈与税課税対象となります。
- 「贈与税課税対象額（N欄）」
前年以前に提出された領収書等の金額に対して「まごよろこぶ」口座からの払込金額が多い場合に表示されます。再提出をご希望の場合、詳細は裏面ご案内の戻し入れ手続きをご覧ください。

【20YY 年の領収書等のご提出状況】

内容		金額
F 教育資金（領収書）	学校等	20,000 円
G	学校等以外	80,000 円
H 教育資金（明細書）	学校等	10,000 円
I	学校等以外	20,000 円
J 領収書等提出必要額		70,000 円
K 明細書提出限度額		210,000 円

【20YY 年以前の領収書等のご提出状況】

内容		金額
L 教育資金（領収書および明細書）	学校等	150,000 円
M	学校等以外	300,000 円
N 贈与税課税対象額		50,000 円

三菱UFJ信託銀行

お取引店：

<専用お問い合わせ窓口>

教育資金贈与信託 まごしあわせフリーダイヤル
電話番号： 0120-05-4807（平日9:00～17:00）

1. 「贈与税課税対象額」(N欄)をご確認ください

贈与税の課税対象

「贈与税課税対象額」(N欄)は前年以前にご提出された領収書等の金額に対して「まごよろこぶ」口座からの払込金額が多い場合に表示されます。この金額は「まごよろこぶ」口座終了時に贈与税の課税対象となります。

- 【注】・ 現行の税制では、以下①～④の合計額が110万円以下（贈与税の基礎控除額以内）であれば贈与税は非課税となります。
- ① ご契約終了時の「まごよろこぶ」口座の残高(E欄をご参照ください)
 - ② ご契約終了時の領収書等提出必要額(J欄をご参照ください)
 - ③ ご契約終了時の贈与税課税対象額(N欄をご参照ください)
 - ④ ご契約終了年に「まごよろこぶ」以外に受けた贈与財産額
- ・ 贈与税課税対象となる場合には、ご契約が終了した年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告、納付が必要となります。
- ・ 税制に関する事項については、税務署や税理士等にご確認ください。

N欄の非課税適用には

「贈与税課税対象額」(N欄)の金額を「まごよろこぶ」口座へご入金(戻し入れ)のうえ改めて教育資金として払い出すことにより、非課税適用の対象となります。

2. 戻し入れ手続きについて

- 「まごよろこぶ」口座から払い出した資金のうち、教育費として使い切れなかった資金を入金(戻し入れ)することができます。
- 毎年7月1日から12月31日まで、前年以前に払い出した資金の戻し入れができます。
- インターネットバンキングをお申込みの場合、お手元のパソコン・スマートフォンで戻し入れができます。ぜひご利用ください。詳細は「ご案内Ⅲ」をご参照ください。
- ご郵送で戻し入れのお手続きを希望される場合は、「教育資金のご利用状況のお知らせ」をお手元にご用意のうえ、フリーダイヤル(0120-05-4807)までお電話いただき、「まごよろこぶ」口座への戻し入れをお申出ください。

年間のお引き出し金額 > 年間の領収書等提出額	戻し入れ可 (差額が上限となります)
年間のお引き出し金額 ≤ 年間の領収書等提出額	戻し入れ不可

各項目の表示内容

A 委託者さまからの贈与金額	A 新規ご契約時の贈与金額
B 追加贈与金額	B 追加贈与金額
C 教育資金贈与信託(以下「まごよろこぶ」)	C 基準年の払い出し金額
D 口座からの払い出し金額	D 基準年前年以前の払い出し金額
E 基準年12月31日現在の「まごよろこぶ」口座の残高	
F お支払先: 学校等 (当社へ領収書等をご提出済)	F お支払先: 学校等 (当社へ領収書等をご提出済)
G お支払先: 学校等以外(当社へ領収書等をご提出済)	G お支払先: 学校等以外(当社へ領収書等をご提出済)
H お支払先: 学校等 (当社へ明細書をご提出済)	H お支払先: 学校等 (当社へ明細書をご提出済)
I お支払先: 学校等以外(当社へ明細書をご提出済)	I お支払先: 学校等以外(当社へ明細書をご提出済)
J 基準年に「まごよろこぶ」口座から払い出したが、当社へ領収書または明細書(以下「領収書等」)未提出分の合計金額	
K 基準年分の明細書ご提出限度額 (=年間ご提出限度額24万円(※)-(H+I)) ※契約・終了年は契約月数×2万円	
L お支払先: 学校等 (当社へ領収書等をご提出済)	L お支払先: 学校等 (当社へ領収書等をご提出済)
M お支払先: 学校等以外(当社へ領収書等をご提出済)	M お支払先: 学校等以外(当社へ領収書等をご提出済)
N 基準年前年以前に「まごよろこぶ」口座から払い出したが、当社への領収書等未提出分の合計金額	

- 【注】学校等以外の教育資金の限度額について
学校等以外の教育資金については500万円が上限となります。(G欄+I欄+M欄の合計額)
上限額を超える領収書等をご提出の場合は、500万円までの登録となります。

ご案内Ⅰ 「まごよろこぶ」口座からの払い出しはインターネットバンキングをご利用ください

概要

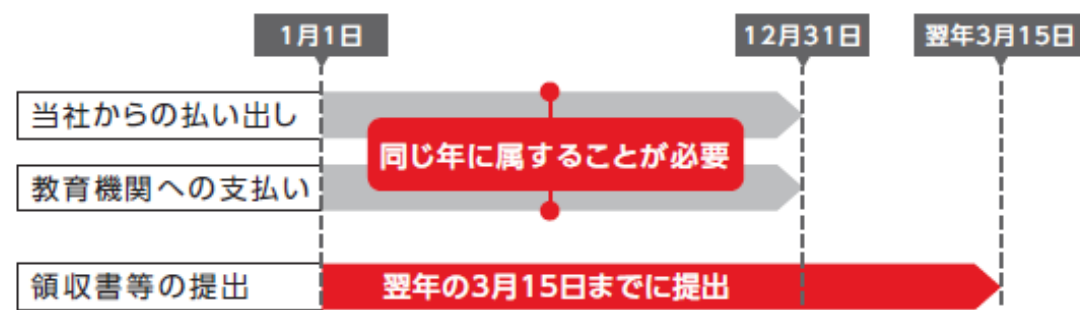
毎年12月31日が払い出し期限となります。
期限後の払い出しは非課税適用を受けられませんのでお早めにお手続きください。

- インターネットバンキングで「まごよろこぶ」口座から払い出し、振込する場合、振込手数料は無料です。
- 「まごよろこぶ」口座からの払い出しと教育機関へのお支払いは同じ年に属することが必要です。使い切れなかった(前年分の余った)資金は**翌年に繰り越して使用することはできません。**
- 毎年12月の払い出し手続きにはお時間をいただいております。

お引き出し方法	お引き出し期限
インターネットバンキング	毎年12月31日23時59分※1
ご郵送	毎年12月31日【当社必着※2】

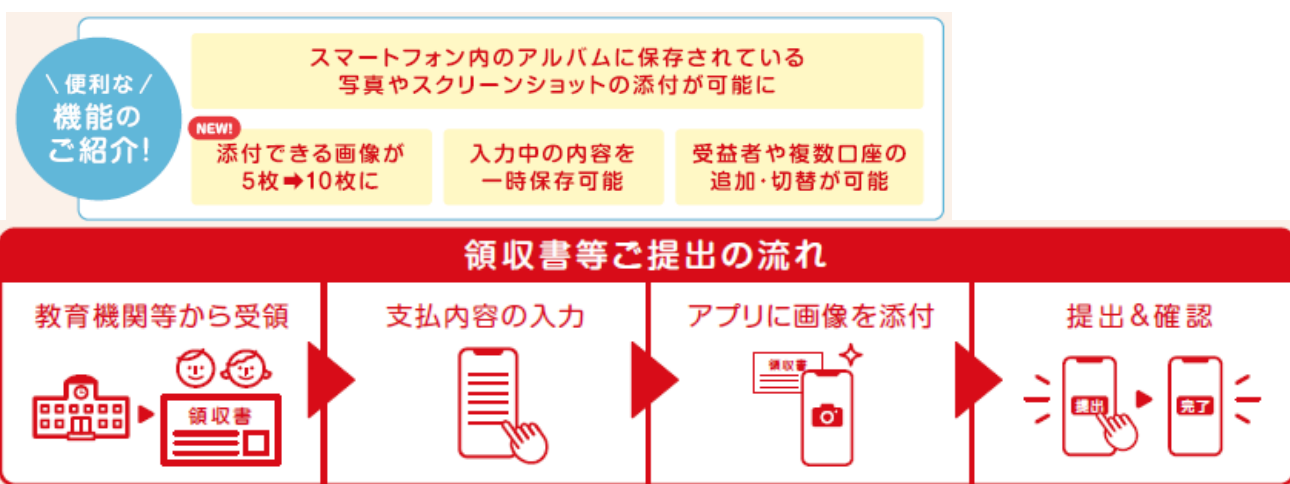
※1 システムメンテナンス時間帯はご利用いただけません。12月31日のメンテナンス時間次第では、メンテナンス時間前にお手続きを完了いただく必要がございます。最新のメンテナンス時間につきましては当社ホームページをご確認ください。

※2 当日消印有効ではありません。郵送の場合は、お手続きにお時間をいただきますので、お早めにご提出ください。



ご案内Ⅱ 「まごよろこぶ領収書提出アプリ」で簡単に領収書等が提出できます

- アプリストアから「まごよろこぶ」と検索して、アプリをダウンロードしてください。
- アプリで「まごよろこぶ」口座からの払い出しのお手続きはできません。別途、インターネットバンキング、ご郵送にて払い出しのお手続きをお願いいたします。



ご案内Ⅲ 「まごよろこぶ」口座への戻し入れはインターネットバンキングをご利用ください

概要

お手元のパソコン・スマートフォンで「まごよろこぶ」口座へ戻し入れができます。

- お手元に再提出が必要な領収書等がある場合は、再提出のお手続き完了後に戻し入れ手続きを行っていただきますようお願いいたします。戻し入れ手続きをすると、再提出できなくなる可能性がありますのでご注意ください。
- 受益者さまが未成年の場合は、あらかじめ教育資金贈与信託インターネットバンキングをお申込みいただいた親権者さまが代理でお手続きいただけます。
- 親権者さまが戻し入れ手続きを行う場合、戻し入れするご資金は親権者さまの総合口座普通預金にご用意ください。

操作の流れ



ご注意事項

- 「まごよろこぶ」口座からの払い出しのお手続きはお早めをお願いいたします。(当年分の教育資金の払い出し期限は12月31日です。詳細は「ご案内Ⅰ」をご参照ください)
- お手元に未提出の領収書等がございましたら、お早めにご提出をお願いいたします。提出期限(来年3月15日)が近づきますと受付手続きが大変混み合うため、書類審査に時間がかかる可能性がございます。
- 受益者さまが成年に達することにより、教育資金贈与信託のお手続きをする方が親権者さまから受益者ご本人さまへ変更となりますのでご注意ください。

教育資金贈与信託のお手続きに関するお問合せ先

通話料無料 まごしあわせ
0120-05-4807
ご利用時間 平日9時～17時(土・日・祝日等を除く)

※お問合せは、受益者ご本人さま(18歳未満の場合は親権者さま)からおかけくださいますようお願いいたします。